

第15回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年12月25日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

（報告事項）

(1) 報告第14号－3 議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について

(2) 報告第12号－4 新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果について

（前回提案された事項）

(1) 協議第26号 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21)

(2) 協議第27号 保健衛生事業の取扱いについて(協定項目25－9)

(3) 協議第28号 障害者福祉事業の取扱いについて(協定項目25－11)

(4) 協議第29号 高齢者福祉事業の取扱いについて(協定項目25－12)

(5) 協議第30号 生活保護事業の取扱いについて(協定項目25－14)

5. 次回の協議事項について

（提案説明）

(1) 協議第31号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目22)

(2) 協議第32号 児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて(協定項目25－13－①)

(3) 協議第33号 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて(協定項目25－13－②)

(4) 協議第34号 その他の福祉事業【人権】の取扱いについて(協定項目25－15－①)

(5) 協議第35号 その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて

(協定項目25－15－②)

(6) 協議第36号 その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて(協定項目25－15－③)

(7) 協議第37号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて(協定項目25－24)

6. その他（次回の会議日程等の連絡）

7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	山口 茂喜委員
福島 英行委員	大庭 勝委員
木原 数成委員	倉田 一利委員
吉村 久則委員	湯前 則子委員
津田和 操委員	新村 俊委員
小原 健彦委員	宮田 揮彦委員
西村 新一郎委員	上村 哲也委員
笹峯 護委員	榎木 ヒサエ委員
東麻生原 勉委員	松山 典男委員
池田 靖委員	石田 與一委員
川畑 繁委員	永田 龍二委員
川東 清昭委員	徳永 麗子委員
常盤 信一委員	砂田 光則委員
木場 幸一委員	岩崎 薩男委員
迫田 良信委員	松永 讓委員
浦野 義仁委員	狩集 玲子委員
川畑 征治委員	児玉 實光委員
西 勇一委員	原田 統之介委員
松枝 洋一郎委員	八木 幸夫委員
小久保 明和委員	林 麗子委員
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	

会 議 欠 席 者

徳田 和昭委員

川畠 暁委員

黒木 更生委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**15**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして徳田委員、川島暁委員、黒木委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**15**回目の始良中央地区合併協議会を開催いたしましたところ、年の瀬を迎え大変お忙しい皆様方でございますけれども、多数の方々にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。なお、本日も午前**10**時から第**6**回目の新市の名称検討小委員会並びに第**10**回目の議会議員の定数及び任期検討小委員会がそれぞれ開催されたところでございますが、委員の皆様方には早朝から大変ご苦労さまでございました。心からお礼を申し上げたいと思います。さて、本日の会議は第**15**回目で本年の最後の会議になるわけでございますが、ご案内のとおり、これまで**14**回の協議を重ねまして**51**の協定項目のうち**19**の協定項目につきましては既に審議あるいは承認をいただいているところでございまして、ほぼ予定どおりのスケジュールで協議が進められているところでございます。なお、今後協定の項目も増えてまいります。審議の内容も多くなってくるのではないかと考えておりますけれども、どうかこれからもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。なお、新市のまちづくり計画の概要版につきましては、隼人町は来月になるそうでございますが、それぞれの市町におきまして住民の方々への説明会がほぼ終わったところでございます。この間皆様方には大変お力添えをいただきまして誠にありがとうございました。なお、この概要版で当該市町の職員に対する説明会は隼人町も含めましてすべて終わったところでございますので、今後これらをもとにしたいろいろな意見の交換もされるのではないかというふうに期待をいたしているところでございます。先ほどこの前でケーブルテレビの模様をお映しをいたしていたのではないかと思います。ご承知のとおり、国分、隼人につきましては既にケーブルテレビによる地域番組等の放映がされているところでございますが、溝辺町においても一部放送が開始されたというふうに伺っているところでございます。その番組の中で先ほどの概要版のダイジェストにつきまして番組を通じて両町、3町の皆様方にご説明をいたしたところでございますが、ちょうど**15**分程度だったかと思います。この番組は**17**日から**20**日まで連続放映がされまして、多い日には5回程度放映がされたところでございます。その中で、特に**12**月**3**日フォーラム委員の委員会が開催されまして、その際の協議の模様等につきましても併せて放映がされたところでございます。今日こういう形でというふうにご覧にな

った方々もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、少しテレビと違いまして画面が大映しでありましたので、見にくい点があったのではないかと考えておりますが、こういった形で放映がされているという雰囲気を味わっていただきたいというようなことでもございまして、自由にご覧いただきたいということで放映をさせていただいたところでございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。なお、本日も多くの協議事項がございまして、委員の皆様方のご協力を得まして実りの多い会議になりますことをお願いし、私のごあいさつにさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

議事に入ります前に一つご提案申し上げたいと思っております。今回協定項目が、前回提案された部分の5協定項目、今回が4協定項目、関連まで含めて7協定項目ということで非常に協議事項そのものが多過ぎてですね、十分な審議がなされないのではないかとこのように思っております。前回の説明の中でもですね2時間程度も、事務局側は入れ替わり立ち替わりですけれども、聞く側としてはダラダラとですね、非常にもう委員の皆さん方の顔を見ても飽き飽きした感じのものではなかったかというふうに思うわけです。そういうような形の中で実際にですね真剣な議論がなされていくのかどうか。その辺が非常に私自身は疑問に感じているところでございます。大体その目標としては6月程度ということだったと思っておりますが、そういう部分からいきますとやはり1回の審議議案というのは、承認案件については3件程度がいいのではないかとこのように思うわけですが、この点について事務局の考えをお伺いしたいと思っております。それと、議長にお願いでございしますが、説明もいわゆる2時間あるいは1時間半ずっとこう聞き流しで、本当に皆さん方が真剣にこう内容が受け取れないという部分もありますので、できましたら1時間程度、1時間程度で休憩をとりながら協議をしていただきたいというふうに要望いたしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

特に事務局の方ありますか、はい、スケジュールのことについて。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

ただいまの質問に対しましてお答えいたします。第3回目だったでしょうか、6月の段階で51項目の協議の進め方、これにつきましては協議をいただいたところでございます。事務局の考え方といたしまして1回あたりの協議、提案、3点ないし4点

ぐらいが妥当かなあというようなことを考えておりました。当初の段階でもこの福祉の関係を提案する時が膨らむなあという懸念はいたしておりました。特に前回第**14**回と今回の**15**回、続く**16**回になりますか、福祉関係がございます。関連があるものですからどうしてもこの3回程度につきましては多くなるとおりました。ただ今後そこらの時間調整とかですね、そこら辺を考え直す部分があるとしたら調整も必要かもしれません。今の発言に対しましては、当然今後のスケジュールにつきましても、スケジュールどおりということじゃなくて、場合によっては時間等を勘案して提案、それから協議をしていくようなスケジュールで進めたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今お話がありましたように、私の方も手際よく、要領よく進めさせていただきたいと思いますので、ご協力の方をよろしくお願い申し上げたいと思います。それでは、会議次第3の諸般の報告でございますが、合併協議会の行事や事務局の動きにつきまして事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料に第**15**回の始良中央地区合併協議会の写真入りの資料がございますが、これの2ページの方をまずお開けをいただきたいと思います。前回の協議会から以降開かれました会議の内容等についてここに整理をしております。特に**12**月の**18**日の第**15**回の幹事会でございましてけれども、これにつきましては本日事前提案いたします介護保険事業の取扱いについて外6件の協定項目について協議を行っております。それから、分科会等についてはお目通しを願いたいと思いますが、先ほど会長のあいさつの中にもございましたいわゆる研修についてでございますけれども、それぞれの市、町で職員に対する研修も実施をいたしております。延べ**854**人の職員が研修を受講いたしております。約職員のうちの7割程度ぐらいが受講したものというふうに思っております。なお、また、職務上都合の悪かった職員等につきましては、地域の説明会等にも出席をするようお願いをいたしているところでございます。それから、新市まちづくり計画の説明会の実施状況についてでございますけれども、これにつきましてもあいさつの中で話ございましたが、既に**12**月の**10**日福山町を皮切りに現在進められているところでございます。全部で**118**の会場で進められているところでございますが、昨日現在に終わったところでは約2千名の方々が会場にお見えになっているということでございまして、隼人町の方におきましてはまた1月、年が明けてからの説明会の実施という形になっております。なお、これらで出されました意見等につきましては、今提案いたしております新市まちづくり計画のいわゆる原案のところに反映を、見直しとして反映をさせていくこととなります。当然また説明会が終わりましたらそこら辺の集約をして今

後の最終的な計画原案の取りまとめに入ってもらえることにいたしております。以上、簡単でございますけれども、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局より説明がございました諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、諸般の報告につきましては終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第14号－3、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては議会議員の定数及び任期検討小委員会の原田委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会議会議員の定数及び任期検討小委員会委員長（原田 統之介）

原田でございます。報告第14号－3、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果について、議会議員の定数及び任期検討小委員会の第9回会議を**12月11日**に開催いたしましたので、小委員会設置規程第7条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。裏をご覧くださいと思います。開催日時は**12月11日**、場所は多目的ホールでございます。出席委員は、徳田委員を除きます**14人**の出席でございました。確認しました事項は、前回の報告後、第7回から第9回までの3回、定数特例と在任特例のどちらを選択するか審議を行ってききましたが、まだ結論を出すに至っていない状況であります。よって、今回は見方を変えて、次回というのは本日の午前中のことでございますが、選挙を行うか、定数特例、行わないか、在任特例の視点で協議を行い、**12月**、本日をもって小委員会としての結論を出すことを確認いたしました。実は今日その会を午前**10時**から行ったわけでございますが、鋭意討論いたしましたけれども、結論を出すに至りませんでしたので、1月**15日**の午前**10時**より第**11回**の小委員会を開催することにいたしております。そこで結論を得たいと思っております。決定した事項、協議会への提案の時期は、スケジュールでは平成**16年1月**となっておりますけれども、1市6町の枠組みでの合併が理想であり、隼人町の住民投票が終わり、徳田委員が出席された後、全会一致で協議会に上程すべきであると決定いたしました。その他次回は今日、**12月25日**開催、さらに、先ほど申し上げましたように、再度1月**15日**の午前**10時**より第**11回**の小委員会を開催する予定でございます。以上、報告いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまの委員長の報告に対しましてご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、報告第**14**号ー3、議会議員の定数及び任期検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただきます。それから、会議次第2はあらかじめ報告事項として上げてはございませんが、新市名称検討小委員会が今朝開催されたところでございます。林委員長から先に申し出がありましたので、本日開催されました小委員会内容について報告をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会新市名称検討小委員会委員長（林 麗子）

先ほど午前**10**時から新市名称検討小委員会を開催いたしました。その事項につきましては、せんだっての協議会の時に**10**点に絞り込んでご報告したところでございますが、今日は3点に絞り込む作業が終わりましたので、急きょ一応ご報告を申し上げたいという委員全部の意向でございましたので、申し上げたいと存じます。その選定結果、3点につきまして申し述べたいと思います。まず「霧島市」ということが提唱されました。その選定理由といたしましては、やはり“花は霧島”とおはら節にも歌われているとおり、霧島は日本における国立公園の一番先に認定された所であり、また、有名な温泉郷であり、全国に霧島温泉、そして自然と景観、観光地として有名であるということ。全国に名が知れ渡っているということがございました。そして、また、日本発祥の地、天孫降臨の神話の里というような歴史的・文化的なものもございまして、やはり全国に知名度があるということと、得票数が一番多かったということで選ばせていただきました。ちなみに得票数は**935**票でございました。そして、次に選びましたのが「南九州市」でございます。これには少し異論も委員にございましたけれども、満場一致で、やはり未来都市にふさわしいイメージを与える広範的な地名ではないだろうかというのが大半の意向でございました。ちなみに得票数は**309**票でございました。そして覚えやすいというようなこともあったようでございます。3点といたしましては平仮名の「きりしま市」でございます。先ほど申し上げましたのは「霧島市」という古来の漢字でございまして、これが全国に知れ渡り、霧島山系の一つの大きなイメージを持つ漢字の「霧島市」でございましたが、第3点に挙げましたのは、一応覚えやすい、柔らかさが滲み出ている、新しいイメージを与えるということで平仮名の「きりしま市」、この3市名をもちまして私ども小委員会に与えられました3点の絞り込みご報告を今日させていただくということで、委員の意向によりまして皆様方に「霧島市」、「南九州市」、平仮名の「きりしま市」をご報告させていただきました。そして1月**15**日の第7回小委員会をいたします理由は、3点を協議会にご報告して私どもの任務は終わりとさせていただくわけでございますけれども、新しい市の名称の後に付く大字といいますか、そういう問題につきましてもやはり小委員会としては要望をさせていただきたいということで第7回小委員会を1月**15**日

11時からさせていただくことを決定いたしました。その1月15日に3新市名称とその選びましたキーワードにつきましては書面でもってご報告させていただきまして、そして1月15日の要望事項、大字等につきます要望事項につきましても提言させていただきたいと思っております。以上、今日の私どもの小委員会のご報告をさせていただきました。以上でございます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ただいまの林委員長の報告に対しましてご質問がございましたらよろしくお願いたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、新市名称検討小委員会の委員長報告については終わらせていただきます。続きまして議事の(2)、協議第26号、国民健康保険事業の取扱いについて、これは協定項目の21となるものでございますが、を議題といたします。本件につきましては前回の会議で住民専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等があれば行っていただきたいと思います。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

皆さんこんにちは。住民部会の濱崎です。資料につきましては前回の第14回の別冊資料の1でございます。前回詳しく申し上げましたので、今回は簡潔に項目ごとに説明をいたします。まず、協議事項1、国民健康保険税については、合併後の平成17年度課税分までは1市6町の例によりその取扱いを継承することとし、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は資産割課税を廃止した3方式を検討する。なお、納期については、国分市の例により7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては1日から28日までとする協議内容でございます。資料1ページにあります現況調書のとおり、各市町それぞれ税率等を含め差がございます。協議事項のとおり、17年度1年度間は1市6町現在の税率を適用することに調整をいたしております。その主な理由といたしましては、国保においては税額に差が生じると、各市町その現在の税率を適用することは非常な差が生じると、そこで極端な不平等感が生じる恐れがありますので、これは1年度間を限度として課税するものであります。次に、その算定方法でございますが、現在は資産割、所得割、均等割、平等割の四つの合算により税額を算出をする方式になっております。平成18年度の課税方式についてはその四つの課税方式から資産割課税を廃止した3方式を検討するという事で調整をいたしております。このことにつきまして溝辺町の木場委員の方から資産割課税の廃止をした場合、いわゆる3方式での課税は今後どのような税額の動きになるかのご指摘がございました。事務方いろいろ検討いたしまして、今のところ1市6町合併後の医療費と税、いわゆる給付と負担の関係でございますが、まだ今の段階では全

体像が描けません。そこで本日の資料の一番最後に追加資料として添付しております。1枚紙でございます。これについてちょっとご説明をいたしますと、ある町の今現在におきます応益・応能を加味した、前回会議でも出ましたが、応益割合が**45%**から**55%**にあつて国の法定軽減を7割、5割、2割の採用をしているものでございます。当然1市6町この7割、5割、2割の採用をしております。ちょっと再確認でございますけど、資料が一番後ろに付いておりますけど、よろしいでしょうか。**15**回目の本日の資料の一番最後でございます。表題には「国民健康保険税（医療分）の課税方式について、資産割税額を除く3方式にて課税した場合の税額比較例」という形で1枚紙が添付してございますけど、よろしいでしょうか。ちょっと繰り返しになりますけれども、今ある市町の応益・応能割を加味した法定軽減でございますが、1市6町この法定軽減を、7割、5割、2割の軽減を採用しているわけでございます。ここにあたっては応益割合が**45**から**55**になくってはならないという条件がございます。この資料によりますこの町のモデルではいわゆるその応益にあたる部分が一人あたり、均等割でございますが、2万2千円、平等割が、これが1世帯あたりでございます、2万4千円と額が定められております。それに対応する応益割、いわゆるこの部分が所得割と資産割、いわゆる先ほどの資産割がこの応能割にあたる部分でございます。表で見ていただきますと分かりますように、真ん中ぐらひにあります、既存の4方式による応能割合、所得割合が現在**6.4%**の税率を用いております。資産割につきましては固定資産税の**25%**を用いた今現在ある町のモデルとしての税額表でございます。これをモデルにいわゆるその3方式による応能割額の部分でございますが、この応能額の所に所得割と資産割があるわけございまして、その資産割を廃止した場合にはどこにどういふうな動きになるかというようなご指摘でしたので、この応能割の部分だけで賄うような形になるわけでございます。ちょっと繰り返しになりますけれども、この表のちょっと見方といたしまして、上からある自営業者A、B、いわゆる収入が**800**万ある方が所得金額で云々でこうずうっときて、右にきまして固定資産税額が**20**万円あると、この方が今の現在のある町のこれでいけば合計金額、いわゆる応能割に相当する分の所得割と資産割は**34万8,880**円になると、これを3方式、いわゆるその資産割を廃止した場合には、ここも試算でいきますけど、ちょうど右下の一番下になります。表を二段書きで、別表的に4方式による課税総額と3方式による課税総額で計算を出しておりますが、いわゆる4方式の場合も大体**1億1,300**、ここでは**31**万5千円という応能・応益の割合を加味し、そこでの所得割と資産割を計算した時の場合が**1億1,331**万5千円と、ただ3方式をいわゆる採用した場合も大体この金額に近い金額でないといわゆる応益・応能のその**45%**から**55%**の範囲内には入らないということでございまして、資産割を廃止した場合には当然所得割が上がるを得ないと、そこでの試算でございますが、税額に対し、その税率に対しまして

この試算では、前は**6.4%**で結構な数字が出ておったわけですが、ここの3方式におきましては税率を**7.8%**にした場合、大体同じようないわゆる3方式による応能割合の額相当額が出るということでございまして、以下自営業者、給与所得者、年金所得者といわゆる三つのケースについて資産割、固定資産税額でございまして、上から順にいけますと、自営業者のAという方は固定資産税額を**20万円**納めているという形で、ずうっと下まで、年金所得者も、この方は5万円と、この段階が消えるわけですので、その分だけが所得割の方に、**7.8%**の所得割税率を課した場合がその3方式に移った場合のいわゆる応能割の額に相当するというような形になるようでございます。続きまして、よろしいでしょうか。次に、協議事項2に入らせていただきます。資料は2ページでございます。短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町村においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。ご案内のとおり、短期被保険者証については1市6町すべて実施しております。協議内容のとおりでございます。資格証明書については、5町はこの制度を導入していますが、他の2町については合併後速やかに交付するということで調整をいたしております。次、協議事項の3に入ります。ページは3ページになります。人間ドックは、新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定をする。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。ドック事業につきましてはすべての市町が行っております。平成**17年**の合併までには統一した事業内容を決定することにいたしております。なお、その他の保健事業につきましては現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整することにいたしました。次に、協議事項の4に入らせていただきます。国民健康保険運営協議会の設置については国民健康保険法第**11**条の規定に定められており、委員は各代表7名ずつの**21**名とし、新市に引き継ぐでございます。運営協議会の委員構成につきましては、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、これらそれぞれ7名ずつとしております。広範囲な分野から意見をいただくということでこういう形での**21**名をご指名し、7名ずつとし、委員の構成についてはこのような形にしております。次に、協議事項5、ページは5ページの現況調書であります。国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。もう読んで字のごとくでございます。合併後も引き続き併用方式で行うことに調整をいたしました。次に、協議事項6でございます。レセプト点検事業については、専門員を雇用し、業務を行う。レセプト開示については、取扱要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。レセプト点検は外部に委託する方法と専門員を雇用して行う方法を、各市それぞれまちまちではございますが、行っております。今までの実績等から勘案いたしました結果、信頼性とか、確実性において専門の職員を置く方がより効果が出てい

るというようなことで専門員を置くことに調整をいたしました。なお、要領等については新市に引き継ぐことにいたしました。次に、協議事項7でございます。高額療養費支給事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。高額療養費支給事業については1市6町現行のとおり新市に引き継ぐことで調整いたしまして、出産育児一時金の支給については、国分市の例によるとしたところでございます。なお、葬祭費支給については2万円とし、これも国分市の例によるということで調整をいたしました。次に、協議事項8でございます。被保険者証のカード化については、合併後に調整する。ご案内のように、被保険者証につきましては現在全市町が世帯単位の被保険者証を使用しているのが現状でございます。一方、社会保険証など平成15年4月よりカード化され、流れとしてはカード化の方向へいく流れでございます。そのため、国保もカード化に向けて準備を進めますが、その具体的なカード化は合併後に調整することにいたしました。以上です。ご協議のほどよろしく賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてご質問・ご意見等をお聞きしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

私がこの前お尋ねしたのは、税収、総額についてではなくて、ただ固定資産割をなくした時に個人の税額に与える影響がどんなものかをお尋ねしたわけですが、ここに今、固定資産割**20**、税率**25**%の例が示されたわけですが、これは溝辺の税の割合であると思いますが、これは全体の中でも一番低い資産割であります。高い所は霧島町の**57**%というような所もあるわけですが、その辺の所で資産割がなくなるとしますと影響はこれ以上に大きなものがあるんじゃないかと思いますが、その辺の調整はどのような形でされるのかですねお尋ねします。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

その税率の決定でございますが、先ほど来応益・応能割を言っております。**45**%から**55**%の範囲内にその、応益ですね、すいません、応益割合です。いわゆる一人頭2万2千円とか、一人頭各町によっては2万9千円とか、1世帯あたり、これが平等割でございます。世帯あたり2万4千円とか、各市町まちまちでございますが、その応益割合が**45**%から**55**%の範囲内になくしては、いわゆる法定軽減の7割軽減、5割軽減、2割軽減が適用できないわけでございます。だから、そこを加味した上で、まずその応益割をどこに定めるかというまず議論に入って、その設定をした後、4方式でいった場合には先ほどの所得割と資産割は大体平均でいけば**50・50**ですので、

こちらの50分については所得割はこれぐらいの率でいいんじゃないかと、この医療費に対しての負担ですので。それでこちらを一方削った場合には、当然その負担分は先ほどの所得割にかぶさってくるわけです。ここで言えば、一例でございますけども、上のA事業者につきましては負担が今の4方式によるこの応能割につきましては1万5,380円、比較で一番右端に網かけにしておりますけども、この自営業者につきましては当然応能割額の方が税率を上げないといけないもんですから、この1万5,380円が増の負担になるわけでございます。そして今度は、ある一例でございますが、一番下の欄になります。年金所得者の夫が300万あって、妻が200万と、いわゆる所得金額は控除後でございますので、ずうっと計算していったら、この方が資産を、20万の固定資産税を払われておったと。そして資産割については当然これの25%ですので、5万円がいわゆるこちらの応能益の5万円に加算されおったわけですが、この方についてはゼロになるわけですので、7.8の所得割を掛ければ9万1,260円という形で、いわゆる4方式の場合には14万2,160円の負担が強いられておったわけですが、3方式になった場合には11万2,320円がいいということで、この方はマイナス2万9,840円ですか、個々にはこういう例が生じてくるという一例です。だから、全体的に応益・応能割、いわゆる資産割、所得割をトータルをして総体的に2億なら2億、医療費に対しての税額を決めて、その中での所得率を決めてこなければ、その資産割を廃止した分のその所得に関する税率が決まらないわけございまして、今ご指摘の個人で言えば、失礼ですけど、得をする人、損をする人といいますか、こういう三つの例を示してはございますけども、こういう例になるようございましてという一つのモデルです。いいでしょうか。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

非常に詳しく説明いただいたわけですが、まだ私の考えるところは、まだこれ以上に負担が増える人がいるんじゃないかという思いがあるわけです。その辺で納税者の方々の理解が得られるのかですね。もちろん少なくなる人は非常にそれにこしたことはないわけですけども、かなり増える人がいるんじゃないかと思っておりますので、その辺に対する対応策ですね、その辺をお尋ねしているところです。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

協議内容に記載事項として記述してありますとおり、18年度においてはそういういわゆる3方式の方向を検討すると、いわゆるそこら辺を、木場委員の指摘出されるどころら辺がいわゆるこの1市6町で平均的な資産割になるか。応益・応能を考えた場合にどういうふうになるか。当然そこには医療費と負担の関係で調整しなくてはならない大きな課題でございます。だから、結局1年間はいわゆる今の税率で4方式を採

用し、**18**年度課税においては、もうあらゆる資料を議論、検討をした末、統一的な見解を示そうというような形での協議内容にしております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしいですか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

検討される中でどういう形になるかわかりませんが、例えば、何年かの緩和措置とかいうようなことは検討される余裕はないのかどうか伺います。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

お答えいたします。この不均一課税におきまして、ちょっと補足説明でも申し上げましたが、町によって極端な差がございます。今ご指摘のその資産割であっても**25%**があったり、先ほどの均等割であっても2万2千円があったり、いわゆる福祉は高い方に、負担は低くと、それが一つの道理、原理でございましょうけれども、一元化事務事業の中ではどうしてもその不均一があっては住民にとにかく不公平感が生じて、少々の、先ほども例に出しましたけど、住民税の**500**円とか、**200**円ぐらいの差では、あっこん町に行っても別にどういふこちゃねどん、こけ**10**万も、**20**万も変わってくれば、こらもうあっこん町はこげんじゃらいねえと。だから、それを長く、2年も、3年も、5年も引っ張るといふことは、当然いわゆるその税、中立公平というそういう立場からいきまして、短期間にある一定の数字といひますか、出すのが、これはもう税に限らず、今から保育料とか、いろいろな形で各市町まぢまぢの所が出てきますけれども、それを長く引っ張ること自体もういわゆる不均一課税であつて不平等を生じるもとであるといふことで、1年間限りといふことで限定をしておりますのはそういうためでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」といふ声あり]

ほかにないようでございます。それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認するといふことでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」といふ声あり]

異議なしといふことでございますので、協議第**26**号、国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目**21**）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(3)、協議第**27**号、保健衛生事業の取扱いについて（協定項目**25**－**9**）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で住民専門部会から提案説明を行つておりますが、概要、補足等説明を行つてください。

○始良中央地区合併協議会住民専門副部会長（西重 正志）

住民部会の西重でございます。よろしくお願ひします。協議第**27**号、協定項目**25**

ー 9、保健衛生事業の取扱いについての**10**項目について説明いたします。説明に入ります前に訂正をお願いいたします。別冊 2 の、前回の資料の別冊 2 の**11**ページでございます。**11**ページの下欄、インフルエンザの欄がございます。その下から 4 行目、「自己負担額」というのがございます。「国分市が**1,500**円」となっております。**1,500**円、助成の差額分、「溝辺町が**1,501**円云々」、あとずうっと横川町、牧園町と 1 円ずつ増えております。これはすべて「**1,500**円」ということでございますので、訂正をお願いいたします。それでは、これについては前回内容について詳細に説明をいたしております。その後特に新たな変更点もございませんので、項目だけ読み上げて説明に代えさせていただきます。1 点目が、母子保健計画については、新市において速やかに策定する。ただし、策定までは旧市、町の例によるというものでございます。2 項目目が、健康日本**21**計画については、新市において速やかに策定するというものでございます。3 項目目が、健康祭りについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、実施時期、実施場所、実施方法等については、新市において調整するというものでございます。4 項目目が、乳幼児医療費助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、1 歳未満児への助成は、国分市、隼人町の例により合併までに調整するというものでございます。5 点目の結核予防事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施内容等については、合併までに調整するというものでございます。6 点目が、予防接種事業については、新市に引き継ぐ。ただし、実施形態等については、合併までに調整するというものでございます。7 点目が、母子保健法に定める検診については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、それ以外の検診については、合併までに調整するというものでございます。8 点目が、集団歯科検診については、新市に引き継ぐ。ただし、対象児年齢、検診内容等については、合併までに調整するというものでございます。9 点目の各種検診については、新市に引き継ぐ。ただし、個人負担金、実施内容等については、合併までに調整するというものでございます。**10**点目が基本健康診査、これにはセット検診を含みます、これについては新市に引き継ぐ。ただし、実施方法等については、合併までに調整する。なお、医療機関委託についても検討するというものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてご質問・ご意見等をお伺いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。提案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしということでございますので、協議第**27**号、保健衛生事業の取扱いについて（協定項目**25-9**）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(4)、協議第**28**号、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目**25-11**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい、福祉専門部会長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部会長（吉田 廣文）

福祉専門部会の吉田です。よろしくお願ひ申し上げます。資料は別冊3でございます。協議第**28**号、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目**25-11**）、次のとおり提案するものでございます。障害者福祉事業の取扱いにつきましては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを基本に新市において次のとおり調整するでございます。1、国又は県等の制度に基づいて実施している事務事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。2、各市町独自の福祉制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として市域全体で実施するよう合併までに調整する。なお、交通手段の確保については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市におけるコミュニティ巡回バスの運行を勘案しながら合併後に調整するであります。2ページをご覧ください。項目1から項目**16**まではほとんど全市町実施しております。調整方針は、国分市の例により新市に引き継ぐでございます。項目6、障害児の居宅支援事業の児童デイサービスは、支援費だけでは運営ができません、市町より補助金、委託金を受けて運営しております。項目の**13**、特別障害者手当等各種障害手当の福祉手当につきましては国分市だけが実施しております。全市町で**2,452**名になるようです。項目**14**、障害者の共同作業所は、国分、溝辺、隼人町で実施しております。単独の補助分については、合併までに調整するでございます。1ページをご覧ください。項目**17**から**24**まではほとんど全市町で実施しております。項目の**25**、福祉タクシー利用料一部助成事業は、国分市、溝辺町、牧園町で実施しております。調整方針は、事業実施地域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整するでございます。項目の**26**、重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業は国分市だけが実施しております。調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市においては県単事業の社会参加促進事業で対応するでございます。項目の**27**、巡回福祉バス運行事業は、巡回バスとしては福山町が実施しております。事業実施地域は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市におけるコミュニティ巡回バス等を勘案しながら合併後に調整するというものでございます。以上、ご協議よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお伺ひしたいと存じます。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第28号、障害者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-11）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(5)、協議第29号、高齢者福祉事業の取扱いについて（協定項目25-12）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部会長（後庵 嘉文）

福祉部会の後庵と申します。よろしくお願いたします。それでは、説明をさせていただきます。別冊4をお開きください。協議第29号、高齢者福祉事業の取扱いについて説明をいたします。高齢者福祉事業の取扱いについて次のとおり協議を求めるものです。1、国・県の補助要綱に基づき実施している事業には、新市に引き継ぐ。2、補助事業に上乘せ等を行っている各市町の単独分については、合併までに調整する。3、利用者負担金、事業の内容及び委託先については、合併までに調整する。4、補助事業及び単独事業の事業量については、合併までに調整するでございます。続きまして、前回協議項目26項目について各項目ごとにご説明いたしましたのが、今回は主なものについて申し述べたいと思っております。それでは、1ページ、2ページが総括表となっておりますので、これに従い説明させていただきます。表は左から事業項目、事業実施市町、○印は実施済みでございます。そして調整の具体的内容、備考欄の*は国・県の補助事業でございます。3ページ以降は各事業項目の詳細参考資料です。それでは、項目1の敬老事業は、全市町で式典、訪問、記念品贈呈と何らかの形で取り組まれておりますが、調整内容といたしましては、敬老事業については、新市の主催する敬老行事は行わない。また、新市で敬老記念品は支給しない。自治公民会等が開催する敬老行事への助成については、福祉部門での助成は廃止する方針で、総務専門部と調整し、合併までに調整するということでございます。廃止の理由といたしましては、到来している高齢化社会の中で高齢者の自立支援と各種事業の充実に傾注していくという意味合いから集約したものでございます。項目2の温泉保養券、鍼灸按摩施術助成ですが、調整内容といたしましては、新市に引き継ぐ。ただし、助成方法、助成金額等については、合併までに調整する。項目3の金婚式に関する（一人金婚者も含む）ですが、これも結論から申し上げますと継続でございます。調整内容といたしましては、金婚式に関するについては、開催方法等を合併までに調整する。ただし、一人金婚式については、その必要性を含め合併までに調整する。項目4番目ですが、長寿者褒章（敬老年金）等は、各市町支給方法が、年齢階層、節

目等、また、表敬訪問方法等にも違いがあります。調整内容といたしましては、支給方法については節目支給等に再編する方針で、合併までに調整する。長寿者表敬訪問については、新市で協議するという結果でございます。それと項目5から**22**までと最後の**26**項目目は補助事業であり、各項目ごとの説明は割愛させていただきますが、事業のほとんどが新市に引き継ぐというものでございます。項目**14**、これは補助事業なんですが、食の自立支援事業（老人給食）ですが、調整内容といたしましては、昼、夜毎日型の隼人町方式を基本に合併までに調整し、委託先、利用者負担等については、合併までに調整するというものでございます。項目**23**の寝たきり老人及び重度心身障害者等おむつ手当支給事業は、在宅の寝たきり老人及び重度心身障害者を抱える世帯に対して介護負担の軽減を図るため紙おむつを支給するというものでございます。調整内容といたしましては、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、支給限度額等については、合併までに調整をしていくということでございます。項目**24**の老人保健福祉計画は、要支援・要介護高齢者を介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施設の体系化を図るものでございます。調整内容といたしましては、老人保健福祉計画については、各市町の計画書を現行のとおり新市に引き継ぐ。策定委員会、運営委員会、また、準備事務については、合併までに調整する。新たな計画は平成**17**年度に新市において策定するというものでございます。項目**25**の福祉手当ですが、寝たきり老人及び重度痴呆老人を長期にわたり介護している方に対し、介護手当を支給することによってその労をねぎらうというものでございます。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給付額については、合併までに調整をしていくと。また、合併後も給付額については段階的に見直していくでございます。以上、協議第**29**号、高齢者福祉事業の取扱いについてご説明いたしましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと存じます。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、小久保委員。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

項目**14**のですね食の自立の件で質問したいんですけども、この老人給食というのはこのかなり隼人町ですね皆さんが注目を集めている問題だと私は思っています。この項目自体はこの内容で非常にいいと思うんですが、ちょっと心配なのは、基本に合併までに調整すると、基本というのはですねある意味でそのぼかしておりますので、これがマイナスしてしまうという可能性もあるわけですので、もう少し明確に水準を落とさないとか、あるいはレベルを合わせるとかいう踏み込んだ表現でここを強く訴えていった方がいいんじゃないかと私は思うんですが、事務局の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部長いいですか。はい、部長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

おっしゃるとおりでございます。隼人町方式をですね基本にやっていくということで、隼人町方式と言いますと昼、夜を毎日型ということで協議をいたしました。それで今までの一元化方針のもとでありますサービスの低下を招かないことの内容にやっていくということは、分科会、専門部会で共通理解をいたしているところがございます。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

そうしますとねサービスの低下を招かないというような具体的な表現を打ち込んでいった方が我々の協議の方としては、協議会としてはベターだと思うんですが、それに対していかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

いろいろ検討したんですが、今、隼人町は保温弁当とか、各町によって方法もばらばらなんですが、そのあたりの調整とか、それを今の段階で明確に表現をした方がいいのか。そのあたりは今の段階ではですね、とにかく今、隼人町のやつを、方法を基本にですねやっていくと。いろいろヘルパーさん等の意向調査を取ったんですが、隼人町さん以外ではですね、大体今、ヘルパーさんで各市町どれぐらいの方いらっしゃいますかということ募りましたら、大体今**84**名です、隼人町以外ですね。一応そういうことでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

内容はもうそのとおりだと思うんですけども、私ども協議会としましては誤解を招かない表現にして訴えていった方がより強く我々の主張ができるのではないかと私は提案をしているんですよ。ですから、この詳細説明を伺っているんじゃないんです。「基本に調整する。」という言葉が弱いのではないかと私は提言しているんですが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今質問の趣旨お分かりでしょうかね。基本にということで考え方としてはそれがベースだということなんでしょうけれども、もう少し、そうであれば、「サービスを低下させない方向で」という言葉を加えたらより鮮明になるのではないかと、こういう趣旨のようでございますので、どうか。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

もう全くおっしゃるとおりなんですけど、我々の専門部の方といたしましてもそこまで、内容的には全く同じ、今おっしゃることを考えていたんですが、そこまで書いていいのかなという戸惑いも実際のところございました、正直申し上げて。そこまで専

門部の我々で隼人町とか、もうそういうのを明確にそこまで我々で走っていいのかなという戸惑いはあってですね、非常にこの表現に対しては苦慮したところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

説明はいいです、今度は私の方で引き取りますから。今趣旨としては基本にということでそういうことでございましたが、小久保委員の方から発言のありましたのは、今、隼人町の中でいろいろこの問題については低下するのではないかとといったような趣旨があるので、もう少し、基本にということであれば、「サービスを低下させない方向で」というのを言葉を付け加えて表現して明確にしておった方がいいのではないかとのご発言の趣旨でございますが、今、事務局からお伺いいたしましても趣旨としては大体そういうことなただけけれども、表現の部分については、この協議会の中でこうであれば、意見をお伺いいたしまして整理をしても構わないのではないかと思います。この件につきましてはありますか、今の部分の中で、はい。もう少し言葉を足してということですか。はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

昨年来ケーブルテレビ等でですね隼人町の住民の方々あるいは議員の方々の話では、その福祉の今の状態が守れないんじゃないかということが心配だということがですねお出になっているようであります。ですから、やはり先ほどの介護の方でも、保険の方でもですねちょっと値上げになっているわけですから、どうぞ低下しないというですね一言をやっぱり入れていただきたいと、そのように希望します。そういうことが隼人町の方々も納得されるんじゃないでしょうか、町長さん。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

本当にいろいろ皆さんにご心配をかけますが、この問題につきましては今盛んにですね、うちの姫城のあの温泉病院の通りなんか2、3日前から大きな赤い看板が立って「危ない。」、何が危ないかと言えば、「老人給食が危ない。」という大きな看板が何枚も立っております。しかし、これはもう私はあくまでも、今まで何回と言うてきましたが、絶対老人給食は今以下に陥るようなことはないということを言うてきておりますので、こういう文言でここで協議されておりますので、それはそれで何じゃい根拠のないことですので、押し通していきたいというふうに考えております。本当そういう皆さん方が、委員の皆さんが配慮をしていただくことは本当ありがたいことだというふうに考えております。別に、今おっしゃるように、低下を落とさないということを入れてもらってもいいし、基本的にはこういう考えだという趣旨でございますので、あえて、そこ辺は委員の皆さん方の見解だというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

町長の方は「基本に」と書いてあるんでということですが、皆さん方の中でサービスを低下させない方向でということをより明確にしていた方がいいんじゃないかというやっばりご発言もあるようですが、お諮りをしてみたいと思います。何かこれについてはご意見ございますか、まず。はい、池田委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（池田 靖）

異議ではありませんし、各論に踏み込むつもりは全くありませんが、今非常にこの問題が注目されておりますので、あえて伺いますが、この各町別と申しますか、団体別でこの1食あたりの単価が**200**円から**400**円までありますが、この辺のところはどんなご検討をなさったのかちょっと伺っておきます。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

それでは、お答えいたします。給食単価による試算をすればですね、各市町1食あたりの単価が**450**円から**900**円までと差があります。委託先等によって違いはありますが、最高額の**900**円程度と、これは質問以外のことかもしれませんが、単価を仮定し、今の隼人町型をやった場合に、隼人町以外で**84**人ぐらいと試算いたしました場合に**2,311**万7千円等の支出増となると。そして、また、現在の委託先での試算をいたしますと、施設や備品の整備、調理や配食人員の増などにより**4,200**万ぐらいの増が、あくまでもこれは試算でございますが、見込まれるということになります。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませぬか。道祖瀬戸委員、松枝委員が先でしたので、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

「サービスを低下させないように」ときちっと言った方が、表現した方がいいと思います。「方向で」とやるとまたちょっとぼけてきそうな気がします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、それはそれでですね。よろしゅうございますか。それではですね、今いろいろ意見がございました。誤解を多く招く所なんで、ここの**14**番のその調整の具体的内容のこの分ですね、「事業は隼人町方式を基本にサービスを低下させないよう合併までに調整する。」という表現にこの分については改めたいということでございます。ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのような取扱いをさせていただきたいと思います。ほかにございませぬでしょうか。はい、道祖瀬戸さん。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

福祉事業のことでございますけれども、取りやめるといような方向でございます

けれども、やはりその理由としてその非常に老人層が多くなるというものと自立を促すということとございましたけれども、やはり、我々も将来そういう形になるんですけれども、その人のですね長生きをされたことに対する感謝の気持ちと申しますかね、私は現行、実際行われておる、その老人の皆様方が参加をされて、そして楽しまれて帰る姿を見る時にですね、ああ、これは美しいことだなあと、こういう具合に思うわけですよえ。そして新市に引き継いで現況を維持していくんだよと、サービスを低下しないんだよということからしますと相反するような気持ちがするわけですね。ですから、やはり何らかの形でですねそうした長寿の皆さんをですね立て敬う、そういう方向付けというのは新しく市が変わりましても当然あってしかるべきではないのかなあと。規模とかですね、そういうことはある程度縮小になるかもわかりませんが、やはり敬う、そういう姿勢をですね我々は新しい市に受け継ぐことはできないものかなあと、こう思うわけでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長、敬老祝いのお話でございますので、よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部会長（後庵 嘉文）

そのような検討もいたしました。そして専門部会等で、分科会等やら専門部会で出たこと、意見といたしましては、新市の中心部で実施する場合にエリアが広いと、広く、送迎等にも支出増が含まれると。そのほかの意見といたしまして、一番大きな意見といたしましては、平成**12**年度から生きがいデイサービスとか、いろんな事業等も始まっておりまして、高齢者の交流はより図られているようになってきていると。それよりもうちちょっとほかの高齢者事業とか、高齢者支援事業にもうちちょっと力を注ぐべきじゃないだろうかというような専門部の意見でございました。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

その従来に増して老人の皆様方、直に響きます、すぐ答えが出るわけですから、新市になってもうなくなりましたというのはですね余りにも私は老人の皆様には打撃が大きいんじゃないかという気がするわけですよえ、年に一度か、二度の楽しみではありますけれども。最終的に**10**年後ですね**601**億円ですかね、剰余金を出すような方向で、この合併を進んだ中でですね黒字を出すんだよという方向で進んでおるわけですから、そうしたやはり福祉の面のですねご苦労さまという気持ちをですね全体的にあるいは地域的にでも、当然それは全員が集合することになれば大変な場所も必要でございますし、あるブロックを分けてでもですね、日にちを区切ってでもそうした方向というのをやはり継続すべきじゃないかなあとというのが私の希望でございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

部会長さん、調整の中身は、新市になって新市としてのものは廃止するけれども、

自治会、公民会等を中心にすることは残っているんで、そこを少し説明して。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

前回の時でちょっとご説明申し上げたと思うんですが、現在市町段階でやられている所は、霧島、牧園、横川だけでございます。しかし、そのほかの地区にありまして各自治公民会等で敬老事業は行っております。そういうことからいろいろ審議をいたしました結果、新市での新規開催というのはいかがなもんだろうかというような話、行政といたしましてですね。一番目的であります自治会がもうそれだけもう高齢者の方を敬うという、行政主導じゃなくて、民間といいますか、各自治会等でですねその一番行政の目的でありますそういう心が芽生えてきていると、もうそれで行政としては一応もう見合わせた方がいいんじゃないだろうかという議論でございました。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。自治会のことを生かした形に切り替えていきたいと、これを機会にというのがその趣旨のようでございます。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

方法を変えてやはりその違う形で、各地域にそれではそれに似合う手だてをするんだという具合に理解すればよろしいんですか。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

そのあたりにつきましては総務部門とですね、先ほど申しましたとおり、総務分会とですね調整をしながら、もうそれを取りやめたから補助は全然しないんだよと、そういう意味じゃございませんので、よろしくお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

項目14の食の自立の所ですが、「隼人町方式を基本に合併までに調整する。」ということですけど、これは地域全体にこういう方式を取り入れられる考えなのか。その辺の検討はまだされていないのか伺います。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

今ですね、先ほどちょっとご説明したんですが、他市町で隼人町以外にそのサービスを受ける人はどれぐらいいるだろうかという、各市町にヘルパーさん方が社協とかいらっしゃいますので、「あなたのまちでは何人ぐらい希望される人がいますか。」と言いましたら、後で84～5名ということもありまして、当然予算的なものは先ほど申し上げたとおりですね変動すると思いますが、隼人町の昼、夜型をですねあくまでも基本に係で詰めていって、作業部会等でですね詰めていこうと。ただ、「今の段

階では何人ぐらい予測されるだろうか。」と言ったら、ほかの隼人町以外で**100人**は
いらっしやらないというようなことでございます。それで全体的には隼人町方式をも
ちろん基本に全域です、1市6町でやっていくということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

例えば、溝辺町の場合にすれば月曜日から土曜日の夕食だけということになってい
るわけですが、これは一応対象者の希望を取った結果に基づいてされていると思いま
す。だから、各町それぞれやっぱり理由があってこういういろいろな形をとられてい
ると思いますが、その辺についてはどのような対応をされるつもりかお伺いします。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副会長（後庵 嘉文）

みんながみんなこういうことを望んでいるかというようなことですかね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いえ、こういうことなんです。今ご質問は、隼人町方式で昼、夜というやり方をこ
れを基本にということなんで、広げていくかということで、広げていきたいというこ
とですが、町によっては1食でもいいよとか、いろいろアンケートを取ってやられた
んだということで、今、隼人方式を基本と言うんだけど、全部、今あるものを全部変
えていくのかというようなことも含んでおるのかということの質問だと思います。メ
ニューを選択する方法がありますと、最大限のサービスを早くする。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副会長（後庵 嘉文）

はい、はい、そういうことでございます。選択できると。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

だから、隼人町にとっては落ちることはございませんと。ほかの町の方々はそれを
選択されれば、その方法も可能ですよという方向に広げていきたいということですね。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副会長（後庵 嘉文）

中にはですね1週間に1回でいいとか、2日でいいと言われる方もいらっしやる
と思います。ただまとめ方といたしましては隼人町を基本にというような、ちょっと
そこは最大限がですね、3食型というのは出てこんちゅうこつです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。要は選択メニューのそれも含まれていると、はい。ほか
にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

なければですね、それでは、委員の皆さん方にお諮りをいたします。この件につい
ては、先ほどございましたように、**14**項番目のですね食の自立支援の事業のこの調
整の部分だけを先ほど申し上げましたような形で一部修正するという承認して

いただくことにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第**29**号、高齢者福祉の事業の取扱いについては提案を一部修正するという形で承認をされました。次に、もう大項目、これまで、次まで済ませて休憩に入りたいと思います、大変恐縮ですが。議事6の協議第**30**号、生活保護事業の取扱いについて（協定項目**25-14**）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（吉田 廣文）

資料は前回の資料の別冊の5でございます。協議第**30**号、生活保護事業の取扱いについて（協定項目**25-14**）、次のとおり提案するものでございます。生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において法令等に基づき実施する。なお、6町の移管事務については、合併までに調整する。この事業は日本国憲法の理念に基づき生活保護法により健康で文化的な生活水準を維持しようとするものでございます。現在1市6町で在宅**562**世帯、施設**149**世帯、**1,004**名ほどの方が受給中でございます。よろしくご審議・ご協議賜りますようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

協議に入りたいと思いますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第**30**号、生活保護事業の取扱いについて（協定項目**25-14**）は提案のとおり承認されました。ここで**10**分間程度休憩をさせていただきたいと思います。開会をおおむね**3時10分**からといたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

「休憩 午後 2時58分」

「再開 午後 3時10分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたします。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。(1)の協議第**31**号、介護保険事業の取扱いについて（協定項目**22**）を議題といたします。本件は福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（吉田 廣文）

資料は別冊の1でございます。協議第**31**号、介護保険事業の取扱いについて（協定項目**22**）、次のとおり提案するものでございます。介護保険事業の取扱いについては5項目について提案させていただきます。1、介護保険事業計画については次のとおりとする。(1)、第二期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第三期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会（運営委員会）の設置に関することや準備事務については、合併までに調整する。(2)、三期介護保険事業計画については平成**17**年度に策定する。2、介護保険料賦課、徴収、減免の取扱いは次のとおりとする。(1)、介護保険料は第三期介護保険事業計画により平成**18**年度に統一する。(2)、普通徴収の納期については、平成**17**年度は各市町の現行納期とし、平成**18**年度に統一する。(3)、災害減免は、その割合を合併までに調整する。(4)、低所得者保険料単独減免は、国分市、隼人町の例により合併までに調整する。3、低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。(1)、低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正、廃止が想定されるため、それに連動する。(2)、訪問介護利用者に係る利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正、廃止が想定されるため、それに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。4、鹿児島県財政安定化基金拠出金貸付金の取扱いについては次のとおりとする。(1)、財政安定化基金への拠出については新市に引き継ぐ。(2)、財政安定化貸付金の償還金残額については新市に引き継ぐ。5、始良伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐです。以上、介護保険事業の取扱いの調整方針を提案させていただきましたが、詳細につきましては1ページから**14**ページにかけて記載してございます。1ページ、2ページをご覧ください。項目1、介護保険事業計画について説明いたします。計画の目的は、国の定める基本指針に即して3年ごとに5年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として定めるものであります。計画の中身として介護サービスの利用の見込量の確保のための方策、サービスの円滑な提供を図るための事業に関すること等でありまして、介護保険料を算定するものであります。現在は第二期事業計画運営期間中であり、平成**15**年度から平成**19**年度までを定めております。平成**17**年度中に第二期事業計画の見直しを行い、平成**18**年度から第三期事業計画がスタートする流れとなります。計画を策定するにあたり策定委員会を設置しなければなりません。委員の構成につきましては、住民代表、医師代表、福祉施設の代表、行政代表等でありますが、これにつきましては合併までに調整していくものでございます。項目の2、介護保険料の賦課、徴収、減免について説明申し上げます。3ページから8ページをご覧ください。介護保険料は、介護保険法に基づき**65**歳以上の方を第一号被保険者と言います、から保険料を賦課、

徴収するものでございます。介護保険料は、介護サービス給付見込量の**18%**相当額を算出しまして、条例に段階ごと年額にて規定するものであります。現行では一番安い福山町の基準額3千円から一番高い溝辺町の**4,100円**までと月額で**1,100円**の開きがありますが、平成**17**年度中は不均一の保険料とし、平成**18**年度より統一するものでございます。低所得者保険料単独減免は、保険料段階が2段階に該当する方で世帯の収入が生活保護基準以下又はそれに準ずる等の規定に該当する方の保険料段階を1段階とするものであり、現在国分市と隼人町が実施しております。実績としまして国分市が6名で、隼人町では、申請中が**23**名で、実績は0となっております。単独減免については、国分市と隼人町の規定を合併までに調整し、新市へ移行する方針でございます。項目の3、低所得者利用者負担軽減対策補助についてご説明申し上げます。9ページ、10ページをご覧ください。本事業は、介護保険制度の利用者負担1割分に対して軽減措置をする事業であり、4分の3が国・県補助対象となります。実施主体は市町村であり、対象者は介護保険制度施行以前の利用実績のある低所得者であること等が条件となっております。実施事業の④市町村の単独事業は、①の法施行時の訪問介護利用者の対象枠を法施行後まで拡大し実施しているもので、国・県補助の対象外事業であります。項目の4、財政安定化基金拠出金貸付金償還金についてご説明申し上げます。11ページから12ページをご覧ください。財政安定化基金とは、介護保険財政を安定的に運営するため、県に財政安定化基金を設置し、資金の貸し付け、交付を行い、介護保険事業の円滑な実施を図るためのものでございます。拠出金につきましては、事業計画で見込んだ3年分の標準給付見込額に拠出率を乗じて3年間で拠出します。現在の拠出率は**0.1%**です。資料には平成**15**年度分が記載されていますが、各市町平成**16・17**年度とも同額を拠出いたします。貸付金については、平成**12**年度から平成**14**年度の3年間で5町が貸付金の借り入れを行い、償還を平成**15**年度から計画しております。償還は無利子で、保険料を財源とし、3年償還が原則であります。今回の償還に関しましては保険料の高騰を招かないように特例で9年まで期間延長が認められております。各町の償還額、年数は記載のとおりであります。項目5、介護保険組合の組織について説明申し上げます。13ページ、14ページをご覧ください。始良伊佐地区介護保険組合は蒲生町を除く始良・伊佐地区の2市**11**町で構成されており、介護保険法に基づく介護認定審査会の審査判定業務と認定について共同処理しております。事務所は国分市役所内にあり、構成市町の負担金で運営されております。現在組合で処理している業務につきましては介護保険事業の最も核となる部分でありまして、現行のとおり新市へ引き継ぐものであります。以上、よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会から提案説明がありました。何か確認しておきたい点などご

質問がございましたら、お伺いいたしたいと思います。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問はないようでございますので、協議第**31**号、介護保険事業の取扱いについて（協定項目**22**）は終わらせていただきます。次に、会議次第**5**の(2)、協議第**32**号、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目**25-13-①**）を議題といたします。本件につきましても福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

それでは、別冊2をお願いいたします。協議第**32**号、児童福祉事業の取扱いについて説明いたします。児童福祉事業の取扱いについて次のとおり協議を求めるものです。1、母子及び各福祉協議会活動補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。2、ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得割、所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。3、児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。4、チャイルドシート貸し出し等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸出方式で新市に引き継ぐ。5、次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。6、家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐの以上の6項目であります。次に、ただいま申し上げました6項目について参考資料の説明をいたします。1ページをお開きください。事業項目1、母子及び各福祉協議会活動補助事業ですが、この事業は母子及び各福祉協議会が実施する活動に対して補助金を交付するものであります。現在各市町母子及び寡婦福祉法の理念に基づきそれぞれ支援され、また、各団体も活動されているところであります。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整するでございます。2ページをお開きください。事業項目2、ひとり親家庭等医療費助成事業ですが、この事業の目的はひとり親家庭等の医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るというものであります。財源内訳といたしましては、県、町それぞれ2分の1ずつでございます。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。この所得制限以上の世帯とは、児童扶養手当の所得制限基準を超えた者にも、児童の健全な成長を願うとともに、ひとり親家庭の生活の安定を図るという観点から単独で実施されているものでございます。4・5・6ページをお開きください。事業項目3ですが、児童養育手当等助成事業ですが、国分市の欄を見ていただきたいと思います。事業の中に父子手当、出生祝い金支給、児童福祉手当事業の3事業があり、各市町の

中では最も条件整備がなされております。調整内容といたしましては、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐというものでございます。7ページ、8ページをお開きください。事業項目4、チャイルドシート貸し出し等に関する事業ですが、これはチャイルドシートの装着が義務付けられ、購入までの経済的な負担を軽減するために貸し出すものです。調整内容といたしましては、チャイルドシートの在庫を利用し、貸出方式で新市に引き継ぐというものでございます。中に2町ほど購入助成されておりますが、今後は新市に引き継ぎ、購入補助は、助成はしないということで決定いたしております。9ページをお開きください。事業項目5、次世代育成支援対策推進事業ですが、次世代育成に関する地方公共団体の行動計画を策定することにより次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するものでございます。これは支援対策推進法に基づき策定するものです。調整内容といたしましては、新市において速やかに策定するでございます。10ページをお開きください。事業項目6、家庭児童相談室設置事業ですが、この事業は、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するというものでございます。調整内容といたしましては、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐでございます。以上、協議第32号、児童福祉事業の取扱いに説明いたしましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から確認等意見がございましたら、お伺いをいたしたいと存じます。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、協議第32号、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目25-13-①）は終わらせていただきます。続きまして会議次第5の(3)、協議第33号、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13-②）を議題といたします。本件につきましても福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

福祉専門部の福盛でございます。本件につきましては保育所分科会長の国分市の野村会長を中心に熱心な討議と協議を重ねていただきまして取りまとめたものでございまして、今回ご提案することができたものでございます。よろしくお願いを申し上げます。それでは、別冊3でございますが、協議第33号、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13-②）、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担等については新市において調整する。2、

乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。3、公立保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育開所・閉所時間等については、新市の勤務形態が、体系が決定され次第調整する。4、民間保育所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。5、保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に新市において平成**19**年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。6、特別保育事業（延長保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。利用料等については、国分市の例により合併までに調整する。7、特別保育事業（一時保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。8、特別保育事業（乳児保育促進事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。9、特別保育事業（保育所地域活動事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。**10**、特別保育事業（休日保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。**11**、特別保育事業（地域子育て支援センター事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。**12**、特別保育事業（家庭支援推進保育事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。平成**16**年1月**15**日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、具体的に説明をさせていただきたいと思います。参考資料の1ページ目をお開きください。この表は総括表でございますが、その前に訂正方をお願い申し上げます。その総括表の基本調整方針の○が二つございますが、○が2番目でございますが、「保育料（減免を含む。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に新市において速やかに」とございますが、ここを「平成**19**年度をめどに」というふうにご訂正をお願いします。「速やかに」と文言を「平成**19**年度をめどに統一を図る。」の誤りでございます。お詫びして訂正方よろしくようお願い申し上げます。それでは、説明を申し上げます。各市町の保育所で実施されている事業は、総括表でございます、そのほとんどが国・県の施策の一環として行われているものであり、補助対象事業として財政的な基盤もあることから、基本的な調整方針として、国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、保育料（減免含む。）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に新市において平成**19**年度をめどに統一を図る。減免制度につい

ては、合併までに調整するをいたしております。12項目の事業のうち6番目の延長保育促進事業から七つの事業が特別保育事業でございます。事業実施市町のうち全市町で実施されている事業は、1番、4番、5番の3事業でございます。5番目の保育料を除きすべて国・県の補助対象事業でございます。それでは、2ページ、3ページ目をお開きいただきたいと思います。放課後児童クラブは全市町で実施されており、運営形態は、公設公営型1箇所、公設民営型が12箇所、民設民営型が3箇所の合計16箇所を実施され、国庫補助事業でございます。ほかに単独補助が平成14年度で国分市、横川町、霧島町、隼人町の4市町で432万8千円行われております。また、保護者負担金も2,500円から7,500円までと異なっております。本事業は放課後に低学年の児童の健全な育成を図る上で重要な事業でもあり、現行のとおり新市に引き継ぐとしております。なお、単独補助や保護者負担金等については、運営主体とも協議が必要なことから、新市において調整するをいたしております。4ページ目でございます。乳幼児健康支援一時預かり事業は、隼人町が指定をし、県の承認を受けて民間病院で実施されております。本事業は、子育てと就労の両立支援の一環として、保育所へ通所中の児童が病気回復期にあり、集団保育の困難な期間、一時的に預かる病後児保育事業でございます。市町村長が指定し、2名以上の利用があること。担当の看護師及び保育士がいること等の要件が必要でございます。現行のとおり新市に引き継ぐをいたしております。幹事会ではどこの保育所等でも希望すれば実施可能かというご質問がございましたが、本事業は市町村が指定をして事業を行うものでございまして、事前に県と協議し、県の承認を必要といたしております。県では1市町村1箇所が標準でございまして、現在県下で鹿児島市に1箇所、ほかに6市町で行っております。今後も1市町2箇所以上の指定は困難とのこととございました。続きまして5ページ、6ページ目でございます。公立保育所運営事業は1市3町12の園で実施されております。定員890名、職員数130名、平成14年度の運営費支弁総額は6億510万円強となっております。本事業は現行のとおり新市に引き継ぐをいたしております。ただし、保育時間、開所・閉所時間等については多少相違がございますので、職員の勤務時間等が決定され次第、合併までに統一を図れるように調整してまいりたいと考えております。次に、7ページ、8ページ目でございますが、民間保育所運営事業は1市6町18の園で実施されております。定員が1,374名、保育時間はほとんどが11時間でございます。平成14年度の運営費支弁総額は12億円を超えております。本事業は現行のとおり新市に引き継ぐをいたしております。続きまして9・10・11ページ目でございます。保育料の3歳児未満児の区分の所を重点的にご覧いただきたいと思います。保育料の3歳未満児の徴収区分は、国分市が11区分、溝辺町が14区分、横川町が9区分、牧園町が7区分、霧島町が7区分、隼人町が10区分、福山町が12区分でございまして、国の基準は7区分でございます。保育料の最高額は国分市の4万9,650円

に対し、牧園町は2万8千円でございまして、2万1千円以上の大きな格差がございます。保育所分科会、福祉専門部会では新市においては保育料の統一は必要であるとの認識は一致しましたが、「余りにも差が大きく、合併後直ちに新市で統一することは、財政負担若しくは住民負担が大き過ぎて困難である。」、「負担の軽減を図る必要がある。」、「段階的な調整も必要である。」との意見が多く、合併時はそれぞれ現行のとおり引き継ぎ、新市において保育料徴収基準を決定した上で平成**19**年度をめどに統一を図っていくこととしております。今後国の基準や類似団体等の例を参考にしながら詳細に検討を行い、減免制度と同様、合併までに調整していきたいと考えております。幹事会では、「大きな差があるので、段階的な措置はやむを得ないのではないか。」、「原案では『速やかに統一を図る。』とあるが、どれくらいの期間を考えているか。」、「住民にとっては関心度は高い。具体的に目標年度を示すべきではないか。」、「不均一な保育料期間を余り長く置くことはかえって不公平ではないか。」等々の意見がございまして、平成**17**年度は現行のとおり、平成**18**年度に経過措置を置いて、平成**19**年度を統一目標年度とすることで幹事会のご了解を得たところでございます。開けていただきまして**12・13**ページ目でございます。延長保育促進事業以下の一連の特別保育事業は、少子化対策推進基本方針及びその具体的な実施計画としての新エンゼルプランを踏まえた子育て支援の充実等の支援の施策の総合的な見解を図る観点から国が市町村に補助を行う必要かつ重要な事業でございまして、事業実施にあたってはあらかじめ県知事との協議が必要でございまして、延長保育促進事業は公立4箇所を含む**13**の園で実施されておりますが、**11**時間の開所時間の前後にさらに**30**分以上の延長保育を実施し、月利用平均対象児童数6人以上、保育士2名以上等の要件を満たす必要がございます。現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整するといったしておりますが、なお、保育料等についてもばらつきがあることから、国分市の例を参考にしながら合併までに調整したいと考えております。**14・15**ページでございます。一時保育促進事業は公立2箇所を含む七つの園で実施されておりますが、保護者の勤務形態の多様化、病気等による入院、育児疲れなどの際に一時的な保護、保育を行うものでございまして、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整するといったしております。なお、利用料等については、合併までに調整するといったしております。**16・17**ページ目でございます。乳児保育促進事業は公立2箇所を含む四つの園で実施されております。乳児保育のための保育士を年度当初から確保しておく必要があり、年度途中の乳児の入所に対応している園で行う事業でございまして、乳児に受け入れの多い保育所、設備等が整っている保育所等の要件がございまして、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整したいと考えております。開けていただきまして**18・19**ページでございます。保育所地域活動事業は公立6箇所を含む**18**の園で実施されてお

ります。保育所において特に障害児保育、夜間保育及び特別の保育を行うなどの地域の事情に応じた幅広い保育事業を行うことで児童の福祉の向上を図るものでございます。現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整するとしております。**20・21**ページ目でございます。休日保育事業は国分市、失礼しました。休日保育事業は溝辺町の一つの園で実施されております。1日平均5名ほどの児童を保育いたしておりますが、日曜、祝日等の保護者の勤務等のため、休日に保育を行うもので、1日あたりの平均利用児童数がおおむね3名以上、担当保育士2名以上の配置等の要件がございます。現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整するとしてしております。**22・23**ページ目でございます。地域子育て支援センター事業は特別保育事業として四つの園で実施されておりますが、育児不安等々の相談指導や子育てサークル等の育成支援など五つのメニュー事業の中から2ないし3事業を行うことで地域の子育て家庭への育児支援を図るものでございます。現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整するとしてしております。最後でございますが、**24**ページ目でございます。家庭支援推進保育事業は鹿児島県の独自の補助事業でございまして、これが、これだけが県の補助事業でございまして、隼人町の一つの園で実施されております。従来地域改善対策特別保育事業が改定されたもので、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境に対する配慮が特に必要である児童が入所児童のおおむね**50%**以上を受け入れている保育所が対象でございまして、増員した保育士の人件費や職員に対する人権問題研修に要する費用の助成を行う事業でございます。現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整するとしてしております。以上、児童福祉事業【保育所】の取扱いについての調整方針についてご提案理由の説明を申し上げます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会から**12**項目の多岐にわたる事項についての提案説明がございましたが、委員の皆さん方からここで確認しておきたい等のご意見がございましたら、お伺いいたしたいと思っております。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、特にないようでございますので、協議第**33**号、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目**25-13-②**）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(4)、協議第**34**号、その他の福祉事業【人権】の取扱いについて（協定項目**25-15-①**）を議題といたします。本件につきましても福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

同じく説明させていただきたいと思いますが、別冊4でございます。協議第34号、その他の福祉事業【人権】の取扱いについて（協定項目25-15-①）でございます。その他の福祉事業【人権】の取扱いについて次のとおり協議を求めます。人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等との策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整する。平成16年1月15日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、中身についてご説明を申し上げたいと思います。参考資料の1ページ目でございますが、人権擁護推進事業を本格的に実施している市町は隼人町でございます。国連は平成7年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と決定し、同時に国連行動計画を採択いたしております。これに伴い日本も国内行動計画を発表するとともに、鹿児島県も平成9年、人権教育のための国連10年鹿児島県行動計画を策定いたしております。隼人町は平成11年、隼人町人権啓発推進まちづくり会議、隼人町人権擁護推進本部を設置し、人権問題に取り組んでまいりましたが、国連行動計画に基づく人権教育のための計画策定のために平成13年、隼人町行動計画検討会を発足させ、平成15年、人権教育のための隼人町行動計画を策定いたしました。人間が生存と自由を確保し、幸福を追求する権利、人権は、日本国憲法において基本的権利として保障されておりますが、しかしながら、今なお同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障害者、外国人、ハンセン病、HIV感染者、水俣病患者、アイヌ人、離島問題など様々な人権問題が根強く残っており、人権の侵害が問題とされているところでございます。今般1市6町が合併するにあたっては、人権のまちと市民が誇れる新市にふさわしい人権擁護施策を実施するため、新市の行動計画を策定し、これらの人権問題に対しあらゆる方面から市民の自主的な取り組みを促すとともに、行政、教育、企業、団体、家庭及び地域が一体となって人権教育の推進を図ろうとするものでございます。事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、行動計画を作成するにあたっては、隼人町の例を参考にしながら新市において速やかに調整するといったしております。以上、その他福祉事業【人権】の取扱いについての調整方針について提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等はございませんでしょうか。特にありませんですか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、特にないようでございますので、協議第34号のその他福祉事業【人権】の取扱いについて（協定項目25-15-①）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(5)、協議第35号、その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて（協定項目25-15-②）を議題といたします。本件につきましても福祉専門部

会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

それでは、別冊5でございます。協議第35号、その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて（協定項目25-15-②）でございます。その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて次のとおり協議を求めるものでございます。養護老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。平成16年1月15日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、参考資料の1ページ目をお開きいただきたいと思いますが、養護老人ホームは、国分市、横川町及び隼人町に3施設がございますが、建物概要については、国分市が平成11年建設と新しいものでございますが、横川町が昭和57年建設、隼人町が昭和54年建設と老朽化が進行いたしております。居室は、国分市が一人部屋55室、横川町が二人部屋の30室、隼人町が二人部屋の25室でございますが、隼人、横川の両施設ともプライバシー保護や設備の老朽化が目立つことから、リニューアルあるいは建て替え等を含め新市において検討するをいたしております。2ページ目でございます。入所者の定員は、国分市が55名、横川町が60名、隼人町50名で、8月末の入所状況は表のとおりでございます。国分市さんは満室でございます。3ページ目でございます。職員の配置、勤務体制は、国分市は直営で正規職員、横川町は園長と指導員以外のすべてを臨時職員で、隼人町は調理部門の一部を業務委託いたしております。3施設それぞれ職員体制等の経営形態は異なっているのが現状でございます。4ページ目でございます。各施設の年間行事は表のとおりでございますが、花見あるいは1日旅行、クリスマス会などの同種の行事も多数ございますが、一部には園独自の行事も取り入れておられます。多少の相違はあるものの、画一的に統一する必要性もなく、養護老人ホームの運営は、現行のとおり新市に引き継ぐをいたしております。以上、その他福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて調整方針のご説明を申し上げます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、協議第35号、その他福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて（協定項目25-15-②）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(6)、協議第36号、その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて（協定項目25-15-③）を議題といたします。本件につきましては住民専門部会の所掌事務となっておりますので、住民専門部会から提案説明をお願いいたします。は

い、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

それでは、ご説明申し上げます。その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについてでございます。次のとおり協議を求めるものでございます。その内容についてご説明をいたします。レセプト点検事業については、専門職員を雇用し、業務を行う。レセプト開示については、取扱要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。先にご決定いただきました国民健康保険事業の取扱いのレセプト点検事業についての協議内容と同様でございます。繰り返しになりますが、レセプト点検は外部に委託する方法と専門員を雇用して行う方法がございます。今までの実績等から専門職員を雇用した方が委託業者よりも効果が優れているという結果が出ておりますことからいわゆる専門職員を置くことに調整をいたしました。以上でございます。よろしくご協議のほどお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま住民専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等はございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、協議第36号、その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて（協定項目25-15-③）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(7)、協議第37号、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目25-24）を議題といたします。本件につきましては福祉専門部会の所掌事務となっておりますので、福祉専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

それでは、別冊7でございます。協議第37号、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目25-24）、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて次のとおり協議を求めます。1、社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。2、総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。3、福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整する。4、温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。5、社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整する。平成16年1月15日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人でございます。参考資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。社会福祉大会は、社協単独開催か、市町との共催に分かれているところではありますが、

全く社協独自で開催されておりますのが溝辺町と福山町、行政から助成を受けて社協で開催されておりますのが横川町と牧園町、共催が国分市、霧島町、隼人町の場合、別途健康福祉フェスティバルの中で開催されております。事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、開催内容、運営方法等については、合併までに調整するをいたしております。3ページ、4ページ目でございます。総合福祉センターの運営を社協に委託している市町は、国分市、牧園町、霧島町、隼人町でございます。地域福祉の拠点として設置されております。事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、運営委託料等については、合併までに調整したいと考えております。5ページ目でございます。5ページ、6ページ目でございます。福祉活動専門員は市町村の社会福祉協議会に設置されるもので、原則社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する職員でなければならず、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導、その他の実践活動の推進に従事するものでございます。現在全市町の社協に設置され、補助を行っております。事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金については、社会福祉協議会と協議しながら合併までに調整をいたしたいとしております。7ページ目でございます。温泉センターの管理を社協に委託している市町は溝辺町のほか2町でございますが、委託料は総額**4,166**万8千円でございます。事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、運営方法等についても合併までに調整をいたしたいとしております。9ページ、**10**ページ目でございます。社会福祉協議会への運営補助は隼人町を除き6市町で実施されておりますが、当該補助による社会福祉協議会の職員数は、正規職員**14**名、臨時職員2名が考慮されておまして、運営補助金の総額は**8,499**万円となっております。7市町の水福祉協議会の職員数は嘱託やパートを含め総勢**228**人でございますが、事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議しながら合併までに調整するをいたしております。なお、社会福祉協議会の方の合併協議会については、平成**15**年7月**30**日に協議会が設立されて、総会で設立されております。以上、社会福祉協議会関係事業の取扱いについての調整方針についてご提案を申し上げます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま福祉専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、協議第**37**号、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目**25-24**）は終わらせていただきます。以上で今回の協議事項については終わらせていただきますが、この七つの案件につきましては今回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。続きまして会

議次第6のその他でございます。委員の皆様方から何かございませんでしょうか。事務局の方、事務局の方から何かございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の協議会の開催日程でございます。会議次第の一番下の方をご覧ください。第**16**回協議会は1月**15**日（木曜日）午後1時**30**分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたしますので、出席の方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そのほかに何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。長時間にわたりまして熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして第**15**回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4時08分」